

——伊方行政訴訟を支援する会——

国側「資料」提出を拒否

第3回公判(6月6日)の席上、原告側弁護団は、国側に対し、「こんどの本格的な論争のために、安全審査に関係した一切の資料を提出してほしい。裁判所に提出命令を求めるところもあるが、国側もわれわれの意図するところを理解されていると思うので、任意提出ということに応じていただきたい」と、理をつくして要請した。これに対し国側代理人は、「即答はしかねるが、後日、そんなに遅くならない間に、原告側弁護団に返答する。」と確約した。ところが、一向に回答がないので、約2週間後に問合せたところ、「目下、科学技術庁と相談中だが、原子力局長が交替したりして、とり込んでいるので、もう小し待ってほしい。」とのことで、弁護団は重ねて、早期回答を要求した。

7月はじめ、国側代理人から弁護団に対し「現在のところ資料を提出する気はない」との拒否回答があった。弁護団から、「それでは国側は立証の意志を放棄したのか」と追及され、「次回の原告側の主張を見てからにしたい」とか、「証人を準備したい」などと、要領の得ない答しか返ってこなかったという。

いうまでもなく、安全審査関係資料は、安全審査が、どういう手続きのもとで、どのよ

うな資料をもとに、どのような結論を下したかを、明らかにするために不可欠なものである。これまでの公判や準備書面において、国側は、原告団の追及に対して、一般論や、明らかに、安全審査後につけ加えられた資料や推論でごまかし、正直にいて、内容の理解の点で立ち遅れている裁判官に対し、「国のやることだから間違いはない」との予断をいだけせようと努力しているように見える。保内町の淡水供給能力の誤認を、海水淡水化方式で切りぬけたやり方を最も端的な例として、緊急炉心冷却装置の信頼性、美浜における蒸気細管事故や燃料棒事故の評価、立地選定、とくに、中央構造線や地震歴の評価、廃棄物の最終処分や燃料再処理のめど、などなど、多くの例をあげることができる。

安全審査において、どの程度の資料が用いられているかについては、すでに国会でも明らかになっているのに、あえて、その提出を拒否することの中に、国側が、審査のずさんさ、無内容さが明るみに出ることを恐れている姿勢が、ありありと示されている。目下、弁護団を中心に、対策の検討に入っているが、次回公判(9月12日)では、この問題ぬきの審理はあり得ないであろう。

政治的な「欠陥炉」の運転

美浜1号炉に関する公開討論会

京都大学オリエンテーション実行委員会主催の公開討論会が、さる6月21日の午後、京都大学工学部で開かれた。講師はつぎの2名。福井県原発安全協議会の技術顧問で、一昨年の6月、美浜1号炉ではじめて蒸気発生器用細管の破損が発見された際、「この程度の故障は、400回起っても大丈夫」との有名なセリフを残した、京都大学教授若林二郎氏と、雑誌「科学」に、細管事故についての論文を発表した、東京大学教授小野周氏の2名。

まず小野教授から、細管からの放射能漏れが発見されてから、35時間たって漸く原子炉が停止されたことや、いまだに細管破損の原因が不明で、伊方原発など他の同型の原発でも起り得ること、さらに、伊方原発の安全審査中に美浜1号での事故が起ったにもかゝらず、それが審査に反映されていないことなどの問題点の指摘があった。

一方、若林教授はつぎの諸点について見解を述べた。放射能漏れ発見後、すぐに原発を停止しなかったのは、はじめてのことで手間どったためであり、漏洩放射能による環境への影響は無視できる程度であった。原因については、まだ十分に解明されていないが、細管支持部で起るということは確かである。自分の考えでは、化学的な腐蝕と、熱応力による疲労との複合作用ではなからうか。いずれにしても、熱交換器については定評のある、米国CE社設計ミスである。美浜1号については、こんど、大量破損は無くとも必ず再発するだろうし、他の原発についても、起

らないとはいえない。しかし、たとえ腐蝕が起っても、細管の耐圧は充分であり、漏洩放射能の監視さえやっておれば、周辺住民にとっては、精神的な不安はあっても、実害は無いらあろう。

この若林発言に対し、参加者から、主として、細管腐蝕による危険性の評価と、設計ミスが明らかな欠陥炉を運転する理由とについて、鋭い追及が行なわれた。若林教授は、伊方行政訴訟第3回公判で、国側が持ち出してきた減肉細管の耐圧試験の結果を示し、たとえ70%以上の減肉があっても、なお200気圧程度の耐圧があるから大丈夫と主張した。しかし参加者から、耐圧試験の条件が実際の腐蝕細管の場合とかけ離れていること、たとえその結果を認めても、正常時の耐圧が800気圧以上もあることから考えて、減肉が起れば直にとりかえ、その原因を除去するというのが機械工学の常識であり、それを、まだ耐圧があるということで、あえて危険な原発を運転し続けることは、まさに暴挙であると指摘があり、若林教授も全く反論できなかった。

一方、欠陥炉運転の不当性については、細管事故の過程と原因を調べるための実物実験が公衆の面前で行なわれているのであり、そのために周辺住民を危険な状態に置くと同時に、半年ごとの定期検査のために、多くの労働者に無用の被ばくを強制していることが、きびしく追及された。また、経済的にも完全な赤字運転であり、何のメリットも無いではないかと指摘があった。これに対して若林教

授も、「自分も何のために運転が続けられているのかわからない」と告白し、「実証炉」の看板にキズがつき、伊方訴訟にも悪影響を与えることを恐れた、企業および行政の、政治的配慮がその原因であるとの結論へと導かれていった

参加者は改めて、いかに現在の原発行政が危険に充ちたものであるかを痛感し、それを批判する住民運動の必要性と、研究者としての責任の果し方についても意見が出された。そして、そのためにも、この種の討論会を、こんども開いてゆくことを、若林教授も含めて確認し、散会した。

なお、この討論会から約1週間後、岡山大

学の学生7名が、ことし3月に行なわれた美浜1号での蒸気用細管の点検作業に、アルバイト賃につられて従事したことが暴露された。わずか5分程度の作業を数回やっただけで、1300ミリレムの被ばくを受けるという作業状況であることが明らかになり、美浜1号はもちろん、他の原発が増加するにつれて、おびたごしい数の、下請け労働者に、被ばくが拡大する恐れが、現実的なものとなっていくことを示している。若林教授もこのことは認めており、「県と関電に対し、被ばくをさけるための検査装置の自動化を提案している」とのべていたが、おそらく絵に書いたモチに終ることであろう。(Q)

原発・再処理工場建設計画の

即時中止を要求する決議

最近、政府と電力会社は、昨年暮以降の“石油危機”をテコに、「原子力本命論」をかかけ、これまでの原発計画の遅れを取りもどそうと、強引な原発建設促進をはかっています。

すなわち、“脱石油”のかけ声とともに、これまでの長期計画を大巾に上廻る7千万キロワットの開発を60年までに実現し、「原主火従」体制を作ろうとしており、さらに、再処理事業の民間移行ということで、東海村の工場につづいて、第2工場の計画を具体化しようとしています。

そのため、本年度の電源開発調整審議会で、これまで反対運動で進まなかった13基の原発を、一挙に認可しようとしています。そして、その手始めに、この中旬に予定されている第1回電調審で柏崎1号および、玄海2号

炉の認可を行ない、つづく11基の突破口を開こうと計画しているのです。このような強引な促進策を支えるために、政府・企業が一体となって、国民世論の操作と、反対運動の懐柔、切り崩しを、この間一斉に展開しています。

“石油危機”——“電力危機”の一大キャンペーンと、今国会で野党の反対を押し切って成立させた「電源周辺地域整備法」など電源三法はその典型であります。

政府・企業は“電力危機”を大上段に振りかぶり、国民をおどしつけ、「電力は不可欠」との生活感覚をたくみにあやつり、必要性を原発の安全問題にすりかえ、さらに電源三法によって地方自治体をまる抱え的に買収し、安全問題を金銭的、物質的にすりかえようとしているのです。それは、“必要”のために

は安全を軽視し、住民の生命、健康、平和な生活を“金”や“物”で買い取ろうということの意味しています。これまでも、電力会社は、買収、供給、恐迫の限りをつくし、住民の心身を荒廃させてきました。今度は政府自らが電力資本の走狗となって、その荒廃に輪をかけようというもので、断じて許すわけにはいきません。

私たち反対運動の主張は、何よりもまず原発と再処理工場そのものの危険性によるものであり、①放射能による環境汚染を未然に防止し、②蛋白質生産の場である沿岸漁業の温排水と放射能汚染による破壊をやめさせ、③住民の生命、健康、平和の生活を守るために、建設計画の中止を求めるといふ根源的なものであります。

それ故、補償金のつり上げや、より有利な条件の取りつけとは無縁であります。まして本来的に政府の行政的責任に属する住民福祉の向上問題は、決して原発や再処理工場による「危険」と取り引きされるべき性質のものではありません。

私たち反対運動の主張の正当性は、この間ますます明らかとなっております。美浜1、2号炉にみられる重大欠陥、ひんばつする事故、日本分析化学研究所の調査データねつ造事件、田島英三原子力委員会の辞任問題、科学技術庁のズサンな放射性物質管理等々、原発や再処理工場の危険性、原子力行政のデタラメぶりは、日をおって曝露されており、問題は一つとして解決していません。

これらを考えあわせれば、現在、政府・企業のやり方が、いかにはずれて主客転倒したものであり、国民をごまかし、愚ろうするものであるかは明白であります。

私たちは、このような原発建設計画に強く抗議するとともに、次の点を即時実行するよう要求するものです。

1. 原発、再処理工場設置計画を全面的に中止せよ！
2. 建設中のものは工事を、運転中のものは運転をやめよ！
3. 電源開発調整審議会への上程を一切中止せよ！
4. 電源三法による自治体買収政策をやめよ！

1974年6月9日

北海道原発反対五者共闘会議
東海2号原発行政訴訟原告団
柏崎原発反対同盟
柏崎原発反対守友会連合
勝浦町原発反対協議会
古座町原発反対協議会連合会
新宮市原発反対市民会議
太地町原発設置反対協議会
島根原発公害対策会議
伊方町原発設置反対共闘委員会
伊方原発反対八西連絡協議会
玄海原発設置反対佐賀県連絡会議
全国原子力科学技術者連合
漁民研究会
原発・再処理工場設置反対
運動・情報・連絡センター

機動隊に守られ電調審強行

7月からはじまる今年度第1回電調審が、さる7月4日開かれ、柏崎1号、玄海2号の各原発のほか、多奈川第2火力などの申請を承認した。はじめ、6月中旬に開かれる予定が遅らされ、全く秘密裏に準備されてきたが、

開会を予知した柏崎の住民を主力とし、各地の代表も含めた約300人の人たちが当日早朝から阻止行動を行なった。約2000名動員を予測した機動隊の大量動員を背景に、会場の経済企画庁のすべての門は、動員された職員と守衛によって、早朝から閉鎖あるいは通行規制が行なわれ、つめかけた人々は一步も中に入れないという有様。それどころか、入場する委員を説得するためのビケ部隊も、機動隊の部厚い円陣に包囲されたまゝ、近くの日比谷公園まで連れて行かれ、理由も明示されないまゝに、電調審の終るビルごろまで拘束されたまゝといった不当さ。そうした中で、遂に10時15分から電調審が始まったらしいとの情報が入る。

止むを得ず、一つの門の前で抗議集会が開かれた。マイクによる庁内への呼びかけ、そして、柏崎の各住民組織および各地代表の抗議と決意の表明。伊方からも八西連絡協を代表して広野さんが熱烈なあいさつを送る。電調審が終る頃、機動隊の指揮車が、交通妨害だから排除すると脅してくる。全員立ち上り庁舎に向って、怒りのシュプレヒコールの連呼をあげ、一層の闘いの強化を誓って引きあげた。午後は、代表10数名で経企庁に陳情の型で出かけたが、これも完全にシャットアウト。「こんなことがあるか。帰ったら皆に報告する」と、柏崎のおばさんが声をふるわして怒る。

新聞によると、電調審の「学識経験者」は「原発の安全性については充分検討するよう」と条件をつけたという。住民の怒りに対する後めたさと自信の無さのあらわれであるが、そんなごまかしも、住民の抵抗によって粉碎されることであろう。(Q)

伊方行政訴訟弁護団 損害回復を請求

弁護団に属する藤田一良氏ら9名の弁護士は、さる6月17日、日本共産党および、愛媛民報社と井上定次郎氏ならびに日本共産党愛媛県委員会副委員長(当時)元岡 稔氏を被告として、謝罪広告などを請求した訴状を、大阪地裁に、岡田義雄氏ら23名の弁護士を代理人として提出した。弁護団からは事務局に対し、「この問題は自分たちで処理し、原告や支援する会の皆さんに、できるだけ迷惑のかゝらないようにしたい」との申し出があったが、事務局としては会員の皆さんに事態を報告する必要を認め、以下に訴状の抜粋を転載して、会員の皆さんの判断に委ねることとした。

請 求 の 原 因

(被告らの違法行為)

被告元岡は昭和48年9月16日愛媛県大洲市農業会館で開催された「いのちとくらしを守る南予県民集会」において被告日本共産党代表として出席し、多数の右集会に集った県民を前に被告日本共産党の代表として「行政訴訟は国民の基本的権利で支持できる。しかし社会的にも犯罪者集団として信用のないトロッキスト弁護士が主要な役割を果たす裁判闘争は最初から敗北の路線を走るものだ、」等の内容とする発言をした。

被告井上は、同人が発行している前記「愛媛民報」昭和48年9月23日付(585号)の第一面最上段にトップ記事として……右「いのちとくらしを守る南予県民集会」の模様を被告元岡の右発言を中心に大略次のとおり

の内容の記事を掲載した。すなわち「いのちとくらしを守る南予県民集会」が350人の参加でひらかれ、そこで伊方原子力発電所反対斗争についての論議が交された。伊方原発行政訴訟は反対斗争を第二の三里塚斗争へ導びようとしている暴力学生集団などのトロッキストたちが、現地住民が知らないことをいふことにして、弁護団の中心にトロッキストやその同調者をひきいれておこなったもの。このまゝでは裁判斗争を進めることは困難なことは明らかで、伊方原発の正しい発展のため早急にトロッキストとその同調者の弁護団を排除する必要がある」旨論評した後、前記被告元岡の発言を引用して報道し、さらに同日付の「愛媛民報」の「うず潮」と題する囲み記事にも同様の論評をした。

被告日本共産党は、中央委員会機関紙「赤旗」昭和48年8月28日付において、……、伊方原発行政訴訟に関し、「今回の弁護団は反共分子やトロッキストが介入しているところに問題がある」と報道したのをはじめ、同誌同年11月13日付の「揺れる原発」欄において、……、「伊方の住民の原発反対斗争にかけを落し、複雑にさせている問題がある。原子炉設置許可取消請求訴訟に、これまであらゆる民主勢力のたたかいは、分裂と紛争のたねを持ち込み、各地の住民運動を混乱におとし入れてきたトロッキスト集団が介入し、弁護団の中にもかれらの一味が加っている。……」と論評した。

(損害)

被告らの前記発言ならびに新聞による報道および論評は、弁護士である原告らを何らの根拠もないのに「社会的に犯罪者集団として信用のないトロッキスト弁護士」とか、「住

民運動に分裂を持ち込むトロッキストの一味」などと決めつけて、執りよな誹謗と中傷をくりかえし、弁護士にとって最も重要な財産である社会的信用と名誉を土足で踏みこじめる許しがたい行為であり、あまつさえ、原告らが、勝訴すべく誠実かつ献身的に、全力を傾注して闘っている伊方原発行政訴訟の第1回口頭弁論期日前に、原告らが代理人であれば敗訴するから、原告らを排除せよとまで極論したのである。

(結論)

原告らは被告らに対し、毎日新聞、朝日新聞および読売新聞の朝刊に、……、「愛媛民報」に、被告ら連名で別紙記載の謝罪文を、ならびに被告日本共産党に対し、別紙記載の謝罪文を、それぞれ請求の趣旨記載のとおり方法で掲載し、かつ被告らに対し、各自、各原告に金100万円および、本訴状送達の日翌日から支払済まで、年5分の割合による金員の支払を求めるため、本訴に及んだ。

会計報告(74, 6/8~7/9)

収 入	
会 費	146,500
カンパ	47,600
前月より繰越し	123,737
計	317,837
支 出	
ニュース代	10,000
為替手数料	1,530
伊方土地裁判支援費	20,000
津島町現地調査費補助	53,360
会議費	5,200
郵送料	3,260
資料費	17,240
事務費	1,235
計	111,825
繰越金	206,012